

支援業務の実施に関する計画書

1 組織、人員及び運営に関する事項

- 組織：別添組織図のとおり「組織図について」を参考に作成
- 居住支援を行おうとする事務所の所在地：京都府久世郡久御山町佐山北代 23-51
- 業務に対する人員：相談員2名、その他4名
- 業務体制：相談窓口を設置し、平日9時から17時まで対応する。土日祝日及びお盆・年末年始は休業とする。
なお、緊急時等については時間外の相談対応を行う。
TEL：080-3794-7678
- 業務の範囲：京都府
- 区分経理の方法：税理士事務所に委託し、居住支援に係る業務とその他の区分を行う
- 帳簿の備付け及び保存方法、書類の保存方法：関係帳簿及び書類は事務所内において適切に整理し、厳重に保管する。
- 当面の収支計画：別添のとおり
- 財務状況：別添のとおり

2 支援業務の概要及び実施の方法に関する事項（住宅確保要配慮者から対価を得て行う場合においては、当該業務の内容、対価及び提供の条件に関する事項を含む）

- ① 登録事業者からの要請に基づく、登録住宅入居者への家賃債務保証：
本法人は、要配慮者の居住の安定の確保に資する支援業務の一環として、賃貸保証会社と連携した支援を実施している。
例えば、入居者の緊急連絡先を受けの場合があり、当該入居者と連絡が取れない場合や家賃滞納が発生した場合には、保証会社からの連絡を受け、状況の把握及び本人への連絡支援等を行っている。また、緊急連絡先を受けていない場合であっても、家賃滞納等により退去が見込まれる者について、行政からの依頼に基づき支援を行うことがあり、その際には保証会社と密に連携し、本人の生活状況の把握や関係機関との調整を行っている。これらの実務経験に基づき、保証契約に関する一連の業務について理解を有し、要配慮者の権利に配慮しつつ、公正かつ適確に対応する体制を整えている。
- ② 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する情報の提供、相談その他の援助（入居前の支援）：
相談受付（住まいに関する相談全般）、不動産の紹介、同行、内覧の同行、施設入居の相談、施設見学の同行、契約に係る立ち合い、必要な方は引越しの荷造り、社会資源の繋ぎ、緊急連絡先の確保
- ③ 賃貸住宅に入居する住宅確保要配慮者に対し、その生活の安定及び向上に関する情報の提供、相談その他の援助（入居後の支援）：
必要な方は引越しの立ち合い、新居への送迎、必要な方は荷物の開封、生活相談、見守り支援、安否確認、買い物支援、地域コミュニティ居場所づくり、金銭管理、死後事務委任等
その他：
就労支援、不動産の処分についての相談や住まいに関すること全般の相談受付、公営住宅

の申し込みに係る相談、サブリース運営、シェルター運営、緊急連絡先の提供、賃貸保証会社との提携、居住支援法人の周知活動、住宅確保要配慮者の入居促進について、多職種との連携)

④賃貸住宅の賃貸人に対し、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進を図るために必要な情報の提供

本法人は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進を図るため、賃貸人及び不動産事業者に対し、入居支援に関する情報提供を行う。

具体的には、要配慮者の受入れに際しての不安軽減を目的として、入居前後における支援内容（見守り支援、生活相談、緊急時対応等）について説明を行うとともに、賃貸保証会社の活用や緊急連絡先の引受等により、家賃滞納やトラブル発生時の対応体制について情報提供を行う。

また、一般の賃貸借契約では入居が困難な場合においては、必要に応じてサブリースの活用等により受入れの選択肢を提示し、賃貸人の負担軽減と要配慮者の入居機会の確保の両立を図る。

さらに、不動産事業者や関係機関に対する周知活動を通じて、居住支援に関する理解の促進を図る。これらの取組を通じて、賃貸人に対する理解促進及び受入れ環境の整備を図り、住宅確保要配慮者の円滑な入居の促進に寄与する。

⑤残置物処理等業務

残置物処理等業務については、制度改正により当該業務の実施に係る枠組みが整備されたことを踏まえ、現在、実施に向けた体制整備について検討を行っており、本法人は当該業務を自ら実施するのではなく専門事業者へ委託して実施する方針のもと、利用者の状況に応じた専門業者の選定支援及び必要な助言を行うとともに、死後事務委任契約等と併せた実施を想定し、利用者の意思を尊重した支援体制の構築を図りつつ、今後、段階的な実施に向けて前向きに検討を進めるものとする

⑥本法人は、住宅確保要配慮者に対する支援業務のうち、緊急連絡先の引受、ライフサポート契約に基づく見守り支援、生活相談、買い物支援、緊急時の駆けつけ対応等の業務について、対価を得て実施する。これらの業務に係る対価は、緊急連絡先の引受については月額 2,000 円からを基本とし、ライフサポート契約に基づく継続支援は月額 3,000 円からを目安として設定する。具体的な金額は、業務内容に応じて個別に定める。

また、提供条件については、事前に業務内容及び費用について十分な説明を行い、本人の同意を得た上で契約を締結し、その内容は本法人のホームページ等において明示する。

3 地方公共団体との連携に関する事項

本法人は、地域のニーズに対応した効果的な居住支援の取組を促進するため、京都府をはじめ、活動エリアである府内市町村を含む地方公共団体と連携して支援を実施する。

具体的には、京都府居住支援協議会への参加を通じて、関係機関との情報共有や地域課題の把握に努めるとともに、府内市町村と連携して支援を実施する。

また、地方公共団体が実施する居住支援に関する取組については、積極的に連携・協力を行い、支援体制の充実に寄与する。

さらに、行政と連携しながら、不動産事業者や賃貸人に対する居住支援の周知を行い、住宅確保要配慮者の受入れが進む体制づくりに取り組む。

4 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者及び住宅確保要配慮者の福祉に関する活動を行う者との連携に関する事項

本法人は、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居及び居住の安定を図るため、不動産事業者、保証会社、福祉関係機関及び行政機関等と連携し、支援を実施する。不動産事業者とは、入居受入れに関する情報共有や調整を行い、要配慮者の入居機会の確保に努めるとともに、保証会社と連携し、一般的な審査では対応が困難な場合においても入居の可能性が確保されるよう支援を行う。

また、福祉関係機関とは、生活困窮者支援、障害福祉、高齢者支援等の各分野において必要な支援へつなぐ役割を担い、入居後の生活の安定に向けた連携を図る。

さらに、行政機関と連携し、地域の実情に応じた居住支援の仕組みづくりに取り組むとともに、居住支援に関する理解が十分でない地域に対しても、関係機関と協働しながら必要な体制整備を進める。

これらの連携を通じて、住宅確保要配慮者の居住の安定と自立した生活の継続に資する支援体制の充実を図る。

5 支援業務に係る人材の確保及び資質の向上に関する事項

本法人は、支援業務を適切に実施するため、必要な人材の確保及び資質の向上に努めている。人材の確保については、常勤職員及び非常勤職員を配置するとともに、地域におけるボランティア等の社会資源も活用しながら支援体制を構築している。また、専門的な対応が必要な場合には、福祉、医療、不動産分野をはじめとした関係機関に加え、地域や社会資源と連携しながら、状況に応じた支援が行える体制を整えている。

資質の向上については、居住支援協議会や関係機関、外部団体等が主催する研修会等に積極的に参加するとともに、福祉分野に関する教育機関等との連携や学びの機会への参加を通じて、制度理解や実践的な支援スキルの向上に継続的に取り組んでいる。また、全国の居住支援法人との関係構築を行い、情報共有や知見の蓄積を図っている。

また、職員は福祉分野における実務経験を有しており、これまでに住宅確保要配慮者に対する相談支援及び入居支援の実績を積み重ねている。

これらにより、住宅確保要配慮者に対して適切かつ継続的な支援を行うことができる体制を確保している。